



平成28年度第1回理事会
議事録



平成28年4月1日(金)



公益財団法人武蔵野市福祉公社

事務局より、定款第34条の規定により「理事会の議長は、理事長がこれに当たる」こととなっているが、理事長が未選定のため、理事長が選定されるまでの間は常務理事に仮議長をお願いする旨の説明があり、出席理事より異議なし。福島常務理事から本日の出席者について出席理事6名、定数6名で定款第35条による過半数4名を満たしており、本理事会は有効に成立している旨の報告があった。

10. 議事の経過及び結果

「日程第1 議案第1号 理事長の選定について」

事務局説明

新谷総務主査 ただいま議題となりました議案第1号理事長の選定についてご説明申し上げます。長澤博暁理事長が辞任されたことに伴い、定款第23条により、理事長の選定を行うもので、今般、福島理事より、理事長候補者として、萱場和裕氏を推薦する旨の提案がございましたことについて承認を求めるとでございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

福島常務理事 今回、私から、理事長候補者として、萱場理事を推薦いたしたく、提案をさせていただきます。萱場理事は武蔵野市において、教育部長、また、水道部長として地方公営企業の経営にも携わられその実績も十分なことから、理事長として適任であると考え推薦したものです。

質疑

質疑、意見なく、「日程第1 議案第1号 理事長の選定について」は採決の結果、全会一致で本案は承認された。

理事長挨拶

萱場理事長 ただいま理事長を務めさせていただくこととなりました萱場と申します。どうぞよろしくお願いいたします。福祉公社は35年の歴史と伝統を持っている組織で、設立当初の先進的かつ普遍的なビジョンを提示したということで、非常に優れた実績を残したと認識しております。ただ、時代の流れということもございまして、35年の間に転換期を迎えていると思っております。その転換期にあたって、微力ではございますが、武蔵野市福祉公社のより一層の発展に尽力したいと思っておりますので、理事の皆様、監事の皆様のご協力ご支援を賜りたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

定款第34条の規定により、審議進行を福島理事から萱場理事長へ交代。

「日程第2 議案第2号 登録ヘルパー就業規則の一部を改正する規則について」

事務局説明

福島総務課長 ただいま議題となりました「議案第2号 登録ヘルパー就業規則の一部を改正する規則について」ご説明申し上げます。登録ヘルパー雇用期間について、ヘルパー確保の観点から、年齢を原則70歳まで更新できるものとし、特別な事情がある場合にはさらに延長できることとするよう、改正を行うことについて、承認を求めるものでございます。詳細については、担当からご説明申し上げます。

新谷総務主査 詳細についてご説明申し上げます。新旧対照表をご覧ください。第5条は、雇用期間について規定しております。更新の条件を年齢65歳から70歳へ字句の改正を行うものです。また、特別な事情がある場合にはさらに延長できるよう、字句を改正し、号を削除するものです。理事長が認める特別な事情については、別添の公益財団法人武蔵野市福祉公社登録ヘルパー更新条件に関する要綱をご覧ください。この要綱は、登録ヘルパー就業規則第5条第3項に規定する「ただし特別な事情があると理事長が認めた時」について、必要な事項を定めたものでございます。第2条は、70歳を超えて引き続き雇用する場合の更新条件について規定しております。第3条は、70歳を超えて引き続き雇用する特別な事情について規定しております。説明は以上です。よろしくご審議のほどお願いいたします。

質疑

安田監事 いまご説明いただいた要綱の第1条のところで、第5条第3項となっていますが、第2項ではないでしょうか。それから第2章は、特に指示していなくて、第5条第2項でいいのではないかと思います。

福島総務課長 大変失礼いたしました。要綱は今回の直接の議案ではありませんが、そのように修正いたします。

安藤理事 70歳という年齢設定には、何か理由がありますか。

荒井在宅サービス課長 福祉公社の登録ヘルパーの65歳以上の方が32%もいらっしゃいます。30人以上の方がいらっしゃるの、70歳になっても元気で雇用できる方もいらっしゃいますし、サービス提供責任者がサービス提供状況をチェックし、まだ活動が可能な方がいらっしゃるの、70歳としたいと思っております。75歳になると後期高齢者のため、70歳とさせていただきます。

その他、質疑、意見なく、「日程第2 議案第2号 登録ヘルパー就業規則の一部を改正する規則について」は採決の結果、全会一致で本案は承認された。

「日程第3 議案第3号 平成28年度第1回評議員会（みなし決議）の実施について」

事務局説明

福島総務課長 ただいま議題となりました「議案第3号 平成28年度第1回評議員会（みなし決議）の実施について」ご説明申し上げます。

定款第20条第3項の規程により、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第194条第1項の要件を満たしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。」とされていることから、上記議案について第1回評議員会をみなし決議として実施することについて、承認を求めるものでございます。

質疑

安田監事 提案理由のところの「規程」の文字が違っています。

萱場理事長 これは議案のところではなく提案理由のところですので、訂正ということよろしいですね。

その他質疑、意見なく、「議案第3号 平成28年度第1回評議員会（みなし決議）の実施について」は採決の結果、全会一致で本案は承認された。また、本理事会の議事録署名人は定款第36条第2項により出席した理事長と監事が行う旨の報告があった。

事務局連絡事項

新谷総務主査 次回の期末監査は5月19日（木）13時から17時まで、第2回理事会は6月1日（水）10時から12時まで、どちらもこの会場で開催予定しております。ご出席よろしくお願いたします。

以上をもって議案の全部を終了したので理事長は閉会を宣言した。

本理事会の決議を証明するため、議長及び議事録署名人において署名押印します。

平成28年 4月2日

議長（理事長）

壹場和裕



議事録署名人（監事）

安田大



議事録署名人（監事）

五十嵐利光

